



暮らし

公共施設

市政

観光・史跡

事業者向け

ホーム > 報道発表資料 > 土壌の基準超過が報告されました。

ガイドナビを開く

Tweet fa

土壌の基準超過が報告されました。

最終更新日令和2年8月3日 | ページID 026881



本日、志賀為株式会社から、記載の土地(同社所有地)の土壌を自主調査した結果について報告がありました。
調査の結果、鉛及びその化合物が、県民の生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)に規定する土壌溶出量基準を超過しました。
この調査は、対象地のガソリンスタンドの閉鎖を機に、土地所有者である志賀為株式会社が過去の有鉛ガソリンの販売履歴から、自主的に調査を行ったものです。
その概要は、以下のとおりです。

- 1 調査対象地
岡崎市戸崎元町5番8
- 2 報告内容
土壌の自主調査の結果、県条例に規定する基準の超過が判明した。
(1) 調査の実施期間
令和2年5月13日～同年8月2日
(2) 調査項目
鉛及びその化合物
(3) 土壌調査結果
鉛及びその化合物について、次のとおり県条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壌溶出量基準	超過区画数／調査区画数
鉛および その化合物	0.045mg/l (4.5倍)	0.01mg/l以下	2/9
	0.021mg/l (2.1倍)		

注1 ()内は、土壌溶出量基準に対する倍率
注2 区画とは調査対象地を10メートル格子で分割したもの

- (4) 地下水調査結果
地下水の基準超過はありませんでした。
- 3 応急措置について
汚染があった土地についてはコンクリートで被覆されており、汚染土壌が飛散・流出することはありません。
- 4 今後の措置について
汚染が発覚した土壌については、土地所有者において適切に処理される予定です。
- 5 市環境保全課の対応
土地所有者に対して適切に措置するよう指導していきます。
- 6 連絡先
志賀為株式会社
担当者 代表取締役社長 志賀為宏
電話番号 0564-51-3681 (代表)

関連資料

- (参考)報道機関発表資料(PDF形式 128キロバイト)

PDFファイルの閲覧には、[Adobe Reader](#)(新しいウィンドウが開き、岡崎市のサイトを離れます)が必要です。

お問い合わせ先

担当部署:環境部環境保全課
電話番号:0564-23-6194

ホーム > 報道発表資料 > 土壌の基準超過が報告されました。



岡崎市役所

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地([地図・アクセス](#)) | 代表電話番号 0564-23-6000 | FAX番号 0564-23-6262

開庁時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、12月29日～1月3日を除く)

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

» [連絡先一覧](#)

» [施設一覧](#)